電気通信大学評価規程

制定 平成19年1月17日規程第28号 最終改正 令和5年3月27日規程第123号

(目的)

第1条 この規程は、電気通信大学学則第3条の規定に基づき、本学が実施する自己点検・評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価の種類)

- 第2条 本学は、次の各号に掲げる自己点検・評価を実施するものとする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。)第109条 第1項に基づく自己点検・評価(以下「自己点検・評価」という。)
 - (2) 学校教育法第109条第2項に基づき認証評価機関が実施する評価に係る自己点検 ・評価(以下「認証評価」という。)
 - (3) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第31条の2第1項に基づき国立大学法人評価委員会が実施する評価に係る自己点検・評価(以下「法人評価」という。)
 - (4) その他第3者機関が実施する評価に係る自己点検・評価(以下「第3者評価」という。)
- 2 前項第1号の自己点検・評価の結果については、定期的に本学の職員以外の者による 検証を受けるものとする。

(評価組織)

- 第3条 以下の各号に掲げる者及び組織は、当該各号に定めるところにより前条各号に定める評価関係業務を推進する責務を負う。
 - (1) 学長 本学における評価及び改善のための取組みを総括する。
 - (2) 学長が指名する理事又は職員 学長の指示に基づき、評価及び改善に関する業務を 掌理する。
 - (3) 評価室 全学的な評価に関する企画、立案、取りまとめを行う。
 - (4) 部局長等 第2号の者と連携し、当該部局等における評価・改善の取組みを総括する。
 - (5) 評価専門委員 部局長等の指示の下、評価室と連携し、各部局内各組織における評価・改善の取組みを推進する。
- 2 前項第5号の評価専門委員は、各部局等における適切な単位ごとに当該部局長等が指 名する。

(自己点検・評価の対象)

第4条 自己点検・評価の対象は、組織及び個人とする。

(評価の実施細目)

- 第5条 自己点検・評価の基準、その他具体的な細目については、対象ごとに別に定める。
- 2 認証評価、法人評価、第3者評価については、それぞれの実施要綱等の定めるところにより実施する。

(評価結果の公表)

- 第6条 自己点検・評価の結果については、適切な方法で、公表するものとする。 (評価結果の活用)
- 第7条 評価結果は、今後の教育研究及び大学運営の改善のために活用されなければならない。
- 2 学長は、評価結果に基づき、特に必要があると認める場合には、各部局長等に対して 改善勧告を行うものとする。
- 3 前項により改善勧告があった場合は、当該部局長等は第3条第1項第2号の者と連携 し、改善方策を検討し、学長に報告するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、評価結果の活用に関する具体的細目は、別に定める。 (その他)
- 第8条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価に関し、必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年1月17日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日規程第21号)

この規程は、平成20年3月25日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第15号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月20日規程第9号)

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月26日規程第106号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日規程第123号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。